

文教厚生常任委員会報告



のか。補助対応なのか。無料の期間は決まっているのか。

答 個人番号カード

については、交付手数料1件につき800円、今回改正の上程をしてあります。阿蘇市では、

問 個人番号カードを紛失した場合、関係機関に連絡ください。とあるが、どこに届けるのか。それと、システムを構築するにあたり、補助が出ているが、補助金を実際の費用より少ないのか。

答 個人番号カード

の紛失が、どのくらい出るかわかりませんが、その対応については、住基カード等と同じような手続きになるので、

ではないかと思いますが、大事な身分証明書を兼ねたカードになります。紛失をしたときには、

第三者に使われないようにするためマイナンバーの事務局である地方公共団体情報システム機構にすぐ連絡をし、紛失の届け出は自治体にも出していただくこ

とになり、新たにカードの発行が必要であれば、再発行の手続きをしていただく流れになります。1月から個人番号カードの交付が始まるので、それまでには周知したいと考えております。また、発行にかかる費用関係で、

国から972万円、補助金を受け入れております。これは、人数割等で算定してあり、発行については、地方公共団体情報システム機構に通知カード、個人番号カードの発行、コールセンターの設置業務などを補助額と同額で委託しております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

教育課所管分

問 スクールバスの

購入費が変更になっているが。

答 路線の幅員の関係と今後の児童数、生徒数の変更にも対応できるように少しゆとりを持ちたいと考え、マイ

クロバス2台のほうに乗車定員も増やせまうので、変更したところであります。

問 工事請負費の中で、白線の改修工事があるが、何箇所なのか。

答 工事の白線の改修箇所は、阿蘇体育館の駐車場、農村公園アピカの北側駐車場、同じく農業フェスタ広場の西側の駐車場、波野体育館の駐車場、一の宮就業改善センターの駐車場を計画しております。

福祉課所管分

問 赤ちゃんの駅登録整備事業だが、これはイベントのときに使用するだけなのか。

答 赤ちゃんの駅と

議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

問 個人番号カード

の交付手数料について、初回分の支払いは無い

今期第5回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案7件、認定5件、請願1件です。その審議の経過と結果は次のとおりです。



して、おむつ替え、授乳ができる阿蘇市内の施設に御協力をいただき、その施設を地図等に落とし、赤ちゃんがいる子育て世帯のお出掛け支援を行うものです。また、各種イベント等については、移動式の赤ちゃんの駅として、簡易テント等を購入することにより入ります。

問 生活保護者の、国庫負担金の返納金とあるが、予算は多めに計上して、余った分は返すということだろうか、現在何名おられるのか。

答 7月末で164世帯、190名の被保護者となります。

問 臨時福祉給付金の事業費補助金の返還金とはなにか。

答 消費税が5%から8%に引き上げられたことで、家計に大きな影響のある低所得者世帯または出費の大きい子育て世帯について、

子ども1人1万円、大人の非課税者1人1万円を給付しましたが、全額国庫補助であり、住民税非課税の予測を立て、所要額を出しておりました。結果、その給付の人数が確定したので、多くもらった分を返すものです。

問 申請していただきという書類が来ても、中には行けない人もいると思うが、給付金をもらっていない人がいるのではないか。地域の民生委員に申請の協力等必要ではないか。

答 申請に来ることができない方については、電話等でのやりとりを行い、郵送による受付等も行いました。

問 現在、塵芥車は何台あるのか。

答 現在、市民課で所管しているのは、6台です。うちリースが2台です。故障車両は

17年目で古く、修理には50万円を超える多額の経費が掛かるため、やむなくリース契約による補正予算を計上したところです。

ほけん課所管分

問 保険基盤安定分として3700万円予算計上してあるが、用途は国民健康保険税の減額分とされているが、詳細は。

答 保険基盤安定分として、所得の少ない世帯の方々、例えば、7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々について、その軽減分を公費で負担するものです。今年度予算については、税率改正を行い、保険税を増額計上したところでありますが、被保険者の前年度所得が落ち込んでいるので、その分の保険税軽減幅が大きくなったことから、それに伴う公費負担も増えたものであります。

問 高齢者住宅改造助成だが、高齢者がいる家庭での住宅の改修と思うが、申し込んでも利用できないという話も聞くが、利用条件は。

答 65歳以上の要支援、要介護などの方々が所得の課税年額が7万円以下の低所得の方々が対象になっており、昨年度実績は10件でございました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

審議を経た結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

教育課所管分

問 阿蘇市子ども会育成連絡協議会の活動補助事業だが、子ども会の役員から何回も話を聞くが、予算の執行で、子ども会の事業は夏休みの期間中が主な事業が多い、予算執行が遅いのでなかなか事業がスムーズに行かないという意見がある、その辺はどう対応しているのか。

答 事業計画の承認、交付決定が遅いということですが、事業主体から事業計画書の申請を受けて、交付決定をすることにより、4月当初の段階で申請いただければ4月中に交付決定ができるような形で取り組んでいければと思っております。

答 事業計画の承認、交付決定が遅いということですが、事業主体から事業計画書の申請を受けて、交付決定をすることにより、4月当初の段階で申請いただければ4月中に交付決定ができるような形で取り組んでいければと思っております。

また、別の委員より「統合後の小学校の管理」「単位子ども会の活動補助」「郷土芸能保存活動補助の効果・成果・継続」について意見がありました。

人権啓発課所管分

問 同和対策事業として、運動団体に補助金を出しているが、基本的に国の事業はもう終了している。なぜ阿蘇市は継続して補助金を出しているのか、その意味をお尋ねしたい。

答 この助成事業については、阿蘇市だけ

の事業ではなく、また地域改善事業でもありません。市の独自の事業ですが、部落差別について、まだ完全に解決されたものではなく、皆さんの協力も得ることもとなりますし、研修会等へ参加していたでいて、人権に対する知識・研鑽をしていただき、お互いに差別をなくそうということを取り組んでいるものがあります。

市民課所管分

消費生活センター運営事業等について、生活相談係長より、塵芥収集運搬委託事業について、生活衛生係長よりそれぞれ実績及び必要性等について説明がありました。

福祉課所管分

問 放課後健全育成事業の、今後の取り組みとあるが、利用施設等の老朽化等もあり、改修の検討が必要であると思うが。また、保育士の賃金の上乗せ分の補助金は、今年で終わりののか。

答 現在5つの小学校で児童保育に取り組んでおり、小学校によつては数十年経過した校舎等で行っており、

ますので、老朽化による改修工事が必要になってくることもあると思います。また、保育士の処遇改善については本年度も実施しております。特例事業となっており、いつ補助が切られるか、明確に実施期間がうたわれているわけではありません。

ほけん課所管分

問 健康増進事業で、平成26年度の実績が、昨年より減ってきている。この原因はなにか。

答 健診については、毎年希望調査を取り、

がん検診とか全部受ける方に通知を送っていましたが、平成25年からは、受ける方は受けて、受けない方は受けて、受けられない状況があり、ここ2、3年受診されている方はそのデータをスライドさせて、希望調査を取らずに通知を差し上げるやり方をしております。市民の方も通知を出さなくても受ける方は受けていただけます。なかなか、新しく受けていただく方の開拓がうまくいかない部分があります。どうやってその新しい方に受けていただくかが今の課題であります。また、医療機関での受診も勧め健診を増やす政策に変えてきております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

問 保険者証で、短期保険証資格者証の交付が279世帯、資格者証の交付が73世帯、これに対しての対応は。機械的、事務的に交付しているのか。

答 短期保険証資格者証については、1カ月、2カ月、3カ月というところで期間を区切つて出しております。その前提として、国保税に関して、

納税の機会を設けることもありますので、基本的には月単位の短期で切つていきます。目的としては、あくまで納税につなげることでやっております。資格者証は、弁明の機会などの通知を差し上げても、全く応じていただけないことで、1年以上の滞納が続いている方に関しては、まずは

資格者証の交付をしてあります。その後、税務課等に來ていただき、納付相談をし、その履行確認も取らせていただき、短期証に切り替えるところで行っております。

問 人数は昨年に比べてどうか。

答 前年が、短期証が241世帯、資格証明書が42世帯で増加傾向にあります。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

問 介護保険制度の改正で要支援1、2の方を対象として市町村独自の事業に移行するということが、その

説明を。

答 高齢者の方が増え続けており、介護給付費も伸び続けております。持続可能な制度にするため、要支援1、2の方を、市町村が独自に行う地域支援事業ということで移行するよう、国が示しております。来年度の4月から移行するようにしており、その中で円滑に移行するため、一つは今現在の要支援1、2の方が、不利益とならないような施策を考えております。それと今回地域支援事業で、市町村の事業に移行しますので、自治体ごとでサービスの内容が変わってくることとなります。結果的に要支援の認定を受けなくても、地域支援事業のサービスが受けられるようになります。要介護の認定を受けられないような、事前に予防して、認定者を抑えていく施策の対応を行っているところです。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第12号 平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

問 入院患者数、一日の外来者数など、伸びてきているが、損益分岐点まで到達するには最大限のくらい必要なのか。

答 今管理者を筆頭に、職員全体で取り組んでいるところですが、平成27年度の数値目標

をまず掲げており、最大の目標は、なるべく早い時期に、市からの繰り入れをいただくのは前提にはなりますが、黒字化を目指しているのが大前提です。例えば、外来患者数については、1日平均220名、入院患者にかかわるものとしては、病床稼働率が82%であります。入院の患者の入院単価が3万2000円、外来の患者に関わる単価が1万700円と、目標額を定めてはおります。

意見 黒字化と言うけど、実際問題としてなかなか黒字化というのは難しいと思う。公立病院というのは、どこまで抑えられるか、そして、市の持ち出しが、例えば1億、1億5000万ぐらいで収まるとか、その辺は許容範囲と思う。それぞれ、考え方は違うが、その辺のところをしっかりと捉えて、今後は、でき

ないものはできないという話をすべきと考える。事務局長の話を聞いていると、期待感が出てくる。それと同時に、阿蘇医療センターの経営を我々は期待する立場にあるけど、一般的なお話からして、まだまだ遠いと考えられる。その辺を市民によく知らせていかないと、これからうまくいかないと思う。

要するに、医療体制が市民に与える影響と、医療センターでの経営の状況とを切り離して、一体化じゃなくて、医療は医療、経営は経営とすべきである。それと、市民に対して公立病院のあり方というのをきちっと知らせたいけるようにしておくべき。

意見 黒字は、そんなに急がなくても地域医療の拠点の病院として位置づけをして、地域の中で根付くような活動に絞って黒字化を進

める。公立病院だから、利益とかではなく、地域医療に対しての活動充実。

問 波野診療所の運営にマイナスが出ていたが、診療所を今後どのようにしていくのか。医療センターができたので、診療所より医療センターに来る人が多いと思うが、地域の方々はどの様な考えなのか。

答 へき地診療所として、交通手段がないなどの、いわゆる医療弱者の方が利用されていますので、診療所のあり方をどうするかについては、市議会、地域の方々等で合意形成をしていかなければならないのではないかと思っております。

意見 患者同士では口コミでいろいろ話が伝わるが、一般の方への情報が伝わっていないのではないかと。阿蘇医療センターに行けば命が助かるということも、

必要な情報として出す必要がある。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

請願第3号 青少年健全育成基本法制定の為の請願書

議会事務局から、県内の採択状況は4市提出されており、3市が採択、1市が継続審議であり、町村においては、4町村に提出され、4町村の採択があつております。

次に教育課より今回、青少年健全育成協議会

からの請願ですが、国の法令では、少年法以外にまだ法令がない状況であります。今回の青少年健全育成基本法の制定ができれば、上位法令ができることで、県・市町村にとっても、全国的なインターネット上の自主規制、あるいは有害情報の閲覧防止、有害図書の規制等の強化につながっていくものと考えているとの説明がありました。

以上のような審議を経た結果、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

